

通達甲（副監．刑．総．統）第17号
平成16年12月10日

存 続 期 間

部長、参事官
各 殿
所属 長

副 総 監

犯罪統計原票取扱要綱の制定について

〔沿革〕 平成 17年 6月 通達甲（副監．総．情．企1）第16号
18年 4月 同第9号
20年 12月 同（副監．刑．総．統）第28号
24年 12月 同（副監．総．文．管）第29号
26年 5月 同（副監．総．情．セ1）第24号
令和 元年 6月 同（副監．総．文．審）第25号
2年 3月 同（副監．総．文．管）第6号
3年 3月 同（副監．総．企．調）第9号改正

このたび、別添のとおり、犯罪統計原票取扱要綱を制定し、平成17年1月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

制定の趣旨

これまで刑事部及び総務部に分掌されていた刑法犯及び特別法犯の統計業務が、刑事部に統合されることから、更に効率的かつ適正な運用を図るため、新たに要綱を制定するものである。

別添

犯罪統計原票取扱要綱

第 1 目的

この要綱は、犯罪統計原票（交通統計原票を除く。以下「原票」という。）及び原票の作成等に関する簿冊等（以下「関係簿冊」という。）の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 準拠

原票及び関係簿冊の取扱いについては、犯罪統計規則（昭和 40 年国家公安委員会規則第 4 号）、犯罪統計細則（昭和 46 年警察庁訓令第 16 号。以下「細則」という。）、警視庁情報セキュリティに関する規程（平成 26 年 5 月 27 日訓令甲第 22 号）警視庁情報管理システム運用要綱（平成 18 年 4 月 14 日通達甲（副監．総．情．企 1）第 8 号）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第 3 原票取扱責任者等

- 1 警察署長、本部事件主管課の長及び統計事務を主管する課（以下「主管課」という。）の長は、次により、原票取扱責任者及び原票審査担当者を指定し、原票の取扱いの適正を期するものとする。

区分	警察署	本部事件主管課	主管課	任務
原票取扱責任者	事件捜査を担当する課の課長代理（島部警察署にあっては、事件捜査を担当する係の係長）	事件捜査を担当する係長	統計事務を担当する係長又はこれに相当する職にある者	原票の適正な取扱い及び管理に関すること。
原票審査担当者	事件捜査を担当する課の課員（島部警察署にあっては、事件捜査を担当する係の係員）	事件捜査を担当する係の係員	統計事務を担当する係の係員	原票の適正な取扱い及び審査に関すること。

- 2 本部事件主管課にあっては、原票の取りまとめ、点検等を行わせるため、統計事務担当者を指定しておくものとする。

第 4 原票の種類及び様式

原票の種類は細則第 3 条に定める事件票及び被疑者票とし、原票の様式は犯罪統計事務処理要領（平成 24 年 11 月 21 日警察庁丙刑企発第 100 号。以下「事務処理要領」という。）第 1 に定めるところによる。

第 5 犯罪件数の決定基準

犯罪件数は、細則第 6 条及び事務処理要領第 5 に定める決定基準による。

第 6 原票に使用するコード

- 1 都府県（方面）及び警察署コード、市区町村コード、刑法犯罪名コード及び特別法犯罪名等コードは、事務処理要領第 4 の 1 に定めるところによる。
- 2 交番その他の派出所及び駐在所コード及び町丁コードは、警視庁情報管理システム運用要綱（平成 18 年 4 月 14 日通達甲（副監．総．情．企 1）第 8 号）第 11 に定めるところによる。
- 3 地方条例コード及び暴力団等の団体等コードは、刑事総務課長が通知するものとする。

第 7 原票の作成者

原票の作成は、細則第 7 条に定める者が行うものとする。

第 8 原票の作成要領等

- 1 事件票の作成は、細則第 4 条及び事務処理要領第 2 に定めるところにより作成するものとする。
- 2 被疑者票の作成は、細則第 5 条及び事務処理要領第 2 に定めるところにより作成するほか、ぐ犯少年について送致又は通告した場合は、併せて刑法犯被疑者情報票（少年）を作成するものとする。
- 3 刑法犯に係る事件を検挙した警察署又は本部事件主管課が刑法犯認知情報票を作成する場合は、当該事件の発生地を管轄する警察署（道府県の警察署を含む。）に、原票作成に必要な協力を求めることができる。
- 4 前記 1 及び 2 に定めるもののほか、刑法犯被疑者情報票（少年）の作成に関し必要な事項については少年育成課長が、その他の原票の作成に関し必要な事項については刑事総務課長が通知するものとする。

第 9 原票の審査等

- 1 原票の作成者は、作成した原票を原票審査担当者に提出して審査を受けるものとする。
- 2 警察署及び本部事件主管課の原票審査担当者は、審査を終えた原票を、統計事務担当者に提出（警察署にあっては記録担当者を経由）するものとする。

第 10 原票の処理

1 原票の送信等

警察署及び本部事件主管課の統計事務担当者は、次により、原票の内容の送信又は送付（以下「送信等」という。）をするものとする。

- (1) 警察署にあっては犯罪統計情報管理システム（以下「統計システム」という。）により、本部事件主管課にあっては*別記様式第 1 号の「原票等送付書」を添付し、原則として文書集配便により、原票を作成した都度、主管課に送信等すること。ただし、作成に時間を要する場合には、当月の末日までに送信等すること。
- (2) 原票を送信等する場合は、事務処理要領第 8 の 1 に定める各原票作成送信簿を出力するとともに各様式ごとに編てつして、その処理経過を明らかにしておくこと。

2 原票の報告等

(1) 刑法犯関係原票

刑法犯関係原票の送信等を受けた刑事総務課長（刑事統計係。以下同じ。）及び少年育成課長（少年企画係。以下同じ。）は、次により、報告等するものとする。

ア 警察署から送信された原票の内容を点検等の上、統計システムにより警察庁に報告すること。

イ 本部事件主管課から送付された原票を点検等の上、統計システムに入力した後、警察庁に報告すること。

(2) 特別法犯関係原票

特別法犯関係原票の送信等を受けた主管課の長及び刑事総務課長は、次により報告等するものとする。

ア 主管課の長は、警察署及び本部事件主管課から送信等された原票を点検等の上、原則として毎月 3 日（当日が休日（日曜日、土曜日及び職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 11 条に規定する休日という。）のときは、当該休日の前日）の午前中までに、刑事総務課長に送信等すること。

イ 刑事総務課長は、送信等された原票を点検等の上、送付された原票については統計システムに入力した後、警察庁に報告すること。

第 11 刑法犯関係原票の内容の通知等

1 刑法犯に関する被疑事件について、検挙等した警察署又は本部事件主管課が、細則第 9 条に基づき通知する場合は、次により、行うものとする。

- (1) 警察署が通知する場合は、統計システムにより行うこと。
- (2) 本部事件主管課が通知する場合は、自所属で作成した原票に*別記様式第 2 号の「原票通知書」を添付し、文書集配便により行うこと。この場合において、通知を受けた警察署は、原票通知書の切取線下部の「通報書」により、受領した旨を回答すること。
- (3) 警察署及び本部事件主管課が道府県の警察署に通知する場合は、前記(1)に準じて行うこと。
- (4) 警察署に通知する場合は、事務処理要領第 8 の 1 に定める各原票処理状況表を出

- 力するとともに各様式ごとに編てつして、その処理経過を明らかにしておくこと。
- 2 前1により刑法犯関係原票の内容の通知を受けた警察署は、速やかに、当該通知に係る原票の内容を点検の上、統計システムに必要事項を入力した後、刑事総務課長に送信すること。
 - 3 刑事総務課長は、送信された原票の内容を点検の上、統計システムにより警察庁に報告すること。

第12 刑法犯認知情報票の内容の報告

警察庁に対する刑法犯認知情報票の内容の報告は、犯罪を認知したときから3日以内に行うものとする。ただし、やむを得ない理由があるとして、あらかじめ刑事総務課長が通知したものについては、この限りでない。

第13 原票及び関係簿冊の保存等

- 1 原票の保存は細則第11条第1項に、関係簿冊の保存は事務処理要領第8の2に定めるところによる。
- 2 原票及び関係簿冊の廃棄については、警視庁文書管理規程（平成13年3月21日訓令甲第6号）第30条の規定を準用する。

第14 経過措置

この要綱の実施前に作成された原票の送信等及び報告については、なお従前の例による。

通知（ ）第 号
年 月 日

警察署長殿

長

原 票 通 知 書

当 において検挙（解決）又は被害回復した事件に係る犯罪統計原票を、犯罪統計細則第9条第1項の規定に基づき、次のとおり通知します。

刑法犯検挙情報票

罪 名	枚 数
罪	枚
罪	枚

刑法犯認知情報票

罪 名	枚 数
罪	枚
罪	枚

----- 切 取 線 -----

通 報 書

年 月 日

統計事務担当者殿

警察署統計事務担当

氏名

刑法犯検挙情報票

罪 名	受理年月日	送付月日	原 票 番 号	被 疑 者
			No. ~ No.	
			No. ~ No.	

刑法犯認知情報票

罪 名	受理年月日	送付月日	原 票 番 号	被 害 者
			No. ~ No.	
			No. ~ No.	